

年四回（二月、五月、八月、十一月）發行

東京帝國大學經濟學部內 東亞經濟研究所

東亞經濟論叢

第貳卷 第貳號

昭和十七年五月

東亞廣域經濟の爲替理論……………	經濟學博士 谷口吉彦
貧樂生活及思想……………	商學士 大谷孝太郎
漢志にあらはれたる貨幣思想……………	經濟學士 穗積文雄
支那銀行法規考……………	經濟學士 德永清行
滿洲國興農合作社の組織……………	經濟學士 大上末廣
印度經濟學の成立とその方向……………	經濟學士 島恭彦
支那女子紡績労働者創出過程の特質……………	經濟學士 岡部利良
中晚唐時代に於ける燉煌地方……………	文學博士 那波利貞
佛教寺院の碾磑經營に就きて……………	文學博士 那波利貞

附錄 南方文獻目錄

（禁轉載）

書肆 有斐閣 發賣

支那女子紡績労働者創出過程の特質(一)

——創出過程を中心とする支那の近代的女子労働者の問題——

岡 部 利 良

一 問題の所在

女子労働者は、女性としての故に、労働者としても本来特殊な関係の下におかれてゐる。支那の女子労働者にあつては、一般に、かゝる特殊な関係が更に支那的な内容を與へられて居り、これを、支那の近代工業労働者について見ても、女子労働者は一入強く支那的な特質を反映してゐる。殊にその創出過程に見られる特質は、この國の近代的女子労働者に於ける支那的な関係の重要な一面をなすものである。人々は、かゝる特質の代表的な現はれを、支那の綿絲紡績業（所謂兼營織布業をも含み、以下單に紡績業と言ふ。紡績の語もこれに準ず）に於ける女子労働者について見ることが出来るであらう。こゝで直接對象とされるのは、この女子紡績労働者である。

支那の紡績業は、支那近代工業に於ける最も重要な部門であると共に、それはまた、一般に紡績業に於いて見られるやうに、女子労働者を最も多く使用してゐる代表的な部門である。同時に、これらの女子紡績労働者は、支那近代工業に於ける女子労働者の代表的な存在をなすものであり、従つて、女子紡績労働者創出過程の特質を

吟味することは、自らまた、支那近代工業に於ける女子労働者一般の創出過程の特質をも、一應明かならしめ得ることとなるであらう。それ故、こゝに直接対象とされるのは、女子紡績労働者であるが、問題はヨリ一般的な内容を有つてゐる。このことは、敘述の過程に於いて見られる通りである。

支那の近代的女子労働者、或ひはいまの場合具體的には女子紡績労働者の創出過程に見られる特質は、一般的には、勿論、この國の社會・經濟の特質によるものであるが、ヨリ具體的・直接的には、特に、例へばその特有の家族制度、或ひは植民地的な低賃銀（特に女子との比較に於ける男子の低賃銀）等の事實は、かゝる女子労働者の創出過程を特異なものたらしめてゐる。近代的女子労働の一般的な社會的・經濟的根據の存在或ひはその作用は、支那に於いても勿論例外をなすものではないであらうが、然し支那の場合には、そこに種々の特殊性の存在を見るのであり、問題の一主要點は、これを具體的に明かにすることにあるであらう。

（註） 近代的女子労働を代表するものは——近代的労働一般に於けると同じやうに——工業労働である。その社會的・經濟的根據は、既に知られてゐるやうに、一般的には、近代工業の成立、前資本主義的諸關係の崩壊による女子労働力の過剰化・排出に求められる。或ひはまたこの外、近代思想の影響なども加つてゐるが、基本的な關係は右の點に存在する。特に紡績業に多くの女子労働が用ひられるのは、かゝる女子労働の一般的な社會的・經濟的根據のうちに、更に紡績業自體の有つ特殊な性質によるところが多い。

近代工業の成立による女子労働利用の根據は、第一に、機械の採用によつて労働者の熟練及び體力の必要が減じたこと、第二に、一般に女子労働者は低賃銀労働者たること、第三に、女子労働者は資本に對する抗爭力の弱い労働者たること、等の點に存在する。殊に紡績業にあつては、その技術的性質上、技術の習得は容易にして熟練の度を要することは比較的少く、而かもそこでは、女子の指先の柔軟・器用・敏捷等の性質が好く適應してゐると言はれ、且つ労働は所謂輕作業であるため多くの體力を要しない。これらの事情の故に、そこには女子労働に對する多くの部面が存在する。然しながら、紡績業に

於けるかゝる技術的特質は、勿論重要な意義を有つものであると言へ、單に技術上ののみから言へば、男子労働者が必ずしも單純に不適當であるとは言へないのではないかと思ふ（なほ後述参照）。一般に紡績業に多くの女子労働者が使用されてゐることについても、前記第二、第三の要因が重要な意義を有つてゐることを注意すべきであらう。他方、農業・農村に於ける古い諸關係の崩壞、一般の窮乏化、同時にこれらの事情による女子労働力の過剰化・排出は、必然的に多くの女子労働者を近代工業へと送つたのであるが、ここに彼女達にとつて一つの主要な労働部門をなして來たのは紡績業である。

産業革命を契機として一般に見られるかゝる關係が、支那紡績業の場合、具體的にどのやうに現はれてゐるか。問題の觀點は、このやうな點に求められるだらう。たゞ技術の點に關する限り、勿論支那の紡績業も近代化された一般的紡績技術の下に符はれてゐるのであり（もつとも、ここに所謂合理化の後の如き事實は存在する）、それ故、問題は、その他の關係のうちに求められなければならない。

支那の近代的女子工業労働者（更に廣くは近代的女子労働者一般）の創出過程に於ける特質の一つは、從來この過程の進行を阻害する條件が強く働き、従つてかゝる女子労働者の創出が、一方に於いて、可なり妨げられて來たことである。紡績業について見れば、この國に近代的紡績業が輸入され、そこに女子労働者が要求されるに至つても、その利用は凡ての場合必ずしも容易には進行せず、而かもいまなほかゝる事實を見ることが少くない。この場合、例へば、支那に於ける女子労働と家族制度との關係の如きは、特に注意さるべきものゝ一つであらう。

一般に支那の女性は、所謂專制的な家父長制的家族制度の下に拘束され、その家族的或ひは社會的地位を規制されて來たが、この事實は、同時に彼女達の労働の部面にも反映し、その結果、舊來の支那に於ける女子労働の特質は、それが、主として『家』のなかの労働に制約されて來たと言ふ點にあると言へるであらう。そしてかゝる關係は、近代工業に對する女子労働者の創出過程にも制約的に反映し、そこに一つの重要な特質を與へてゐると見ることが出来る。問題は、然しかゝる點のみに止らない。支那人口に於ける女子の特殊な位地、前資本主義

的諸關係の廣汎なる残存、賃銀關係に於いて女子労働者利用の積極的意義の少いこと、等々の事實は、またこゝに作用してゐる重要な制約條件たるものである。

然しながらまた、支那の近代工業にあつても、漸次そこに女子労働者が引き入れられて居り、殊に紡績業に於いては、既に多くの女子労働者が用ひられてゐることは、人々の知るところである。そしてこのことはまた、他方に於いて、女子労働者創出條件の形成並びに延いてその創出の進行を物語るものに外ならない。

我々は、これらの事實のうちに、支那の近代的女子工業労働者の創出過程に於ける、その創出條件と制約條件との複雑な關係を見ると共に、或ひはまたそこに、これらの女子労働者を繞つて見られる、支那的な傳統的或ひは慣習的事實の崩壊と残存との交錯的な關係を知ることが出来るであらう。そしてかゝる關係が、女子紡績労働者の場合、どのやうに具體的に現はれてゐるかを、その創出過程を中心として見ると共に、且つこの創出過程に於ける右の如き諸條件を明かにせんとするのが、こゝに私の意圖するところである。問題の性質上、そこにはまた、支那の近代的女子工業労働者、或ひはヨリ具體的には女子紡績労働者に關する、慣行の所在乃至その問題性を求めることが出来るであらう。

このやうな關係は、支那の女子紡績労働者の創出過程に於ける一般的な問題として捉へられるが、更にそこに於ける重要な特質として見出されるのは、可なり著しい地域的差異の存在のことである。従つて、特に支那に於ける問題に關しては一般に言はれることであるが、この場合に於いても注意さるべきは、單に支那的な一般的特殊性についてばかりでなく、更に地域的、特殊性についての觀察である。支那の紡績業にあつては、その發達は中支を

中心として更に北支に亘つてゐるが、この兩地域の女子労働者の位地にはほど對照的な關係が見出されるのである。これらの對比こそまた問題でなければならない。それ故、こゝに取扱ふ問題に於いても、北支と中支との對比に一つの重點がおかれてゐる。問題の出發點の一つは、こゝに求められてゐると言つてもよいであらう。

以下、先づ支那に於ける女子紡績労働者の量的位地、その地域的差異、並びに創出過程に於ける具體的な諸事情を見、次いで、これらの關係を規定してゐる諸條件を明かならしめようと思ふ。こゝに諸條件とは、かゝる女子労働者の創出を阻害してゐる制約條件と、それを促進せしめてゐる創出條件とを意味する。この場合、前者の制約條件の面にヨリ多くの支那的な特質が見られると言ふ問題の性質上、その吟味にヨリ重點がおかれてゐる。そして、これらの點に關する以下の内容は、主として、具體的な事實を明かならしめんことを意圖して居り、従つて、それは一箇の調査たるものである。

二 女子紡績労働者の位地

支那に於ける女子労働者の近代工業への進出については、一方に於いてそれを阻害する種々の制約條件がなほ強く残存しながらも、同時に他方に於いてはそれを促進せしめる諸條件も既に種々の部面に與へられて居り、従つて、現に少なからざる女子労働者が近代工業へ引き入れられてゐる。勿論、この國の工業の發展段階がいまなほ低いために、近代的工業労働者自體が未だ少く、自ら女子労働者の數も限定されてはゐる。然しいまの場合の問題は、そこに於ける女子労働者の相對的位地であり、特に紡績業に於けるそれである。

一、總括的な位地 たゞかゝる女子労働者の位地に關しては、その總括的な調査を缺くため充分具體的には示し得ないが、例へば、一九三三—三四年、舊國民政府軍事委員會によつて行はれた、全支民、族、資、本、工、業に於ける工場法適用工場の調査は、一應、支那近代工業に於ける女子労働者の位地についての概觀を與へてゐる。一般に支那の統計調査に見る如く、この調査にも或ひはなほ吟味の餘地があるにしても、この調査は相當周到な準備の下に行はれたもので、支那從來の工業調査としては最も優れたものと見られるから、こゝに於ける労働者數についても、恐らく比較的實際に近いものが捉へられてゐるだらうと思ふ。次の表は、この調査に於ける男・女労働者の位地を、それ／＼總數、紡織業、綿絲紡織業について概括的に示したものである。

支那に於ける女子紡績労働者の位地（一九三三—三四年調査）

種 別	男	女	幼年工	性別不詳	合 計
總數（二、四五三工場） 紡織業（八二二工場） 内、綿紡織業（七八工場） （業 別 百 分 比）	二〇二、七六二 八四、七六七 五八、〇七六	二四三、四三五 一八七、九四七 九三、六八七	四七、〇六〇 二九、七五八 七、四〇八	六、九七六 六、二〇六 四、四六四	五〇〇、二三三 三〇八、六七八 一六三、六三五
總數 紡織業 内、綿紡織業 （對紡織業比） （性 別 百 分 比）	一〇〇・〇 四一・八 二八・六 （六八・五）	一〇〇・〇 七七・二 三八・五 （四九・九）	一〇〇・〇 六三・二 一五・七 （二四・九）	一〇〇・〇 八九・〇 六四・〇 （七一・九）	一〇〇・〇 六一・七 三二・七 （五三・〇）
總數 紡織業 内、綿紡織業	四〇・五 二七・五 三五・五	四八・七 六〇・九 五七・三	九・四 九・六 四・五	一・四 二・〇 二・七	一〇〇・〇 一〇〇・〇 一〇〇・〇

1) 舊國民政府軍事委員會資源委員會，中國工業調査報告，民國26年。

備考 舊國民政府軍事委員會資源委員會、中國工業調查報告、中冊、民國二十六年、による。調査對象は、工場法適用（使用労働者三十人以上にして動力使用工場）の民族資本工場。調査地域は、ほとんども全支に亘るも、但し、甘肅、新疆、雲南、貴州、寧夏、青海の諸省及び滿洲國は含まれてゐない。

調査工場に於ける労働者總數約五〇〇千人のうち、女子労働者は約半ばを占めて居り、男子労働者より多い。

男・女別の外に別に分類されてゐる幼年労働者（童工）の多くは紡織業に於けるものであり、それはまた主として女子と見られるから（但しこの點は地域により必ずしも同様でない。後述参照）、この事實を考慮するならば、女子労働者の總數は、男子労働者より可なり多數に上つてゐると見ることが出来る。これは、支那の近代工業が未だ輕工業、特に纖維工業を主としてゐることに基づく。女子労働者約二四三千人のうち七〇%までは紡織業に於けるものであり、また三八%までは綿絲紡績業に於いて占められてゐる。紡織業のみの範圍では、女子労働者の半ばは綿絲紡績業に存在する。これらの事實から見ると、支那の近代工業に於いて女子労働者が重要な位地を占めてゐることを看取しようと共に、女子紡績労働者を以つて、支那の近代的女子工業労働者を代表せしめることも首肯し得よう。

更に綿絲紡績業の範圍について言へば、その労働者數は合計約一六四千人に上り、全體の約三三%を占めてゐる。このうち女子労働者は約五七%を示してゐるが、これに幼年労働者中の女子を加へれば、恐らく六〇%餘には達するだらう。

これらの事實は何れも民族資本工場に關するものであつて、こゝには外國資本によるものは含まれてゐない

が、支那紡績業に於いて重要な位地を有つ外國資本工場にあつても、労働者の男・女別割合は、民族資本の場合と大體同様である。一九四〇年末に於ける在支日本人紡績工場（外國資本によるものには、外に英人紡績があるが、その位地は小さい）の労働者数は、上海、青島、天津（唐山を含む）を合計し約六二千人にして（在華日本紡績同業會調査）¹⁾なほこの數は、高率操短の結果平常の場合より可なり少い、そのうち女子労働者は約五八%を示してゐる。

總括してみれば、支那紡績業に於ける女子労働者の割合は、大體六割に達してゐる（日支事變直前頃に於けるこの割合は、或ひはこれより幾分多かつたと思はれる）。そしてこの割合は、主要綿業國に於ける女子紡績労働者の割合に較べ、大體ほど中位にあるものと言ふことが出来る。

主要綿業國の紡績労働者に於ける女子労働者の割合が最も高率を示してゐるのは日本である。一九四〇年に於けるその割合は八八%（同年上半期一日平均就業者總數一七七、九五一人のうち女子一五七、一五二人）²⁾紡績調査、即ち約九割に達してゐる。其他の諸國に於けるこの割合は、國際労働局の蒐集した資料によれば、英吉利では六三・九%（一九三三年、總數五八五、〇〇四人のうち女子三七三、六二一人、但し失業者をも含む）、佛蘭西では六二・〇%（一九三二年、總數一八九、四三四人のうち女子一二七、四二九人）であり、亞米利加ではこれらより少くして三八・〇%（一九三〇年、總數四二二、二〇四人のうち女子一六〇、三八三人）となつてゐる。³⁾印度については、別の資料に、紡績労働者のうち四分の三は男子であると記されて居り、こゝでは紡績労働の主要部分が、今日なほ男子によつて擔當されてゐると言ふ特異性を示してゐる。

これらの事實から見ると、主要綿業國の一つである支那の紡績業に於ける女子労働者の割合は、國際的に見

2) International Labour Office, The World Textile Industry, Vol. II. Part III, 1937.
3) Utley, F., Lancashire and the Far East, 1931, p. 377, p. 379.

ても大體普通の状態を示して居り、それ故單にかゝる量的位地に關する限り、そこには言はゞ平凡な結果を見出しうるに過ぎない。然しながら、近代工業に對する女子労働者の進出を阻害する種々の制約條件の存在すること國に於いて、紡績労働者の過半が既に女子労働者によつて占められてゐることは、單純に見逃し得ない事實と言ひうるだらう。他方また、日本では紡績労働者の約九割が既に女子労働者であるのに對し、支那ではこの割合が、これよりまだ相當下位にあることも注意されてよいであらう。

二、地域的差異——北支型と中支型　支那紡績業に於ける女子労働者の量的位地は、前記のやうに、全支を總括して見るとき別に特異な状態は見出されないが、然し支那の場合、この點に關して特徴的な事實をなしてゐるのは、北支と中支とに於いて著しい地域的差異の存在することである。即ち、中支の紡績業では、既に早くから多くの女子労働者が用ひられてゐるのに對し、北支の紡績業では、これと並に、近年女子労働者が次第に増加しつつあるとは言へ、その相對的地位は、なほ男子労働者に及ばない。場所によつては、女子労働者の割合は依然として著しく低い。一般に北支では中・南に比し、女子は『家』の外の労働に従事することが少いが、このことが紡績労働者に於いても同じやうに反映されてゐる。支那では古くから『男耕女織』と言はれ、紡織は通常女子の仕事とされて來たにも拘らず、北支の紡績業にあつては、なほかくの如く、それがヨリ多く男子によつて擔當されてゐるのである。これらの關係を各省別に見れば、一九三三—三四年の調査に於いて、次表の如き結果を示してゐる。表は前掲の支那民族資本工業の調査を主とし、更に外國資本による分をも總括して見るために、他の資料を補つて作成したものである。

省別紡績労働者男・女数比較 (1933—34年調査)

省 別	調 査 工場数	勞 働 者 数				同 比 率 (%)			
		男 工	女 工	幼年工	合 計	男工	女工	幼年工	合計
河 北	7	12,831	2,543	82	15,456	83.0	16.5	0.5	100.0
内,天津	5	9,038	1,415	82	10,535	85.8	13.4	0.8	100.0
山 東	10	12,681	7,331	1,391	21,403	59.2	34.3	6.5	100.0
内,青島	7	11,637	5,514	1,096	18,247	63.8	30.2	6.0	100.0
山 西	4	3,671	615	601	4,887	75.1	12.6	12.3	100.0
河 南	4	6,938	909	427	8,274	83.8	11.0	5.2	100.0
江 蘇	77	58,198	104,405	13,631	171,307	33.0	59.3	7.7	100.0
内,上海	58	49,162	75,991	10,820	135,973	36.1	55.9	8.0	100.0
浙 江	3	1,130	3,480	47	4,657	24.3	74.7	1.0	100.0
安 徽	1	292	412	625	1,329	22.0	31.0	47.0	100.0
江 西	1	227	984	94	1,305	17.4	75.4	7.2	100.0
湖 北	5	8,236	9,986	741	18,963	43.4	52.7	3.9	100.0
内,武昌	4	7,983	8,856	728	17,567	45.5	50.4	4.1	100.0
湖 南	1	1,821	666	478	2,965	61.4	22.5	16.1	100.0

(備考) 民族資本工場並びに外國資本工場兩者を含む。資料は、主として、前掲
中國工業調査報告、中冊、下冊による。但し上海の分は、上海市政府社
會局、The Directory of Shanghai Factories, 1934, 所載のものにて、
Lieu, D. K., The Growth and Industrialization of Shanghai, 1936,
p. 354 による。また青島の分は、實業部中央工廠検査處、中國工廠検査
年報 (民國23年)、第4章、35—36頁による。

中支諸省と北支諸省とは、女子労働者の位地は明かに對照的な關係を示してゐる。一般に男子労働者の多い中支に於いても、個々の省について見れば例外も存在するが（湖南省の如き）、概して中支に於ける女子労働者の比重の大きいことは明白に看取される。一部調査年度に少し異なるものがあるため（上海の如き）、各省の分を單純に合計し難い點もあるけれども、一應これを總括して見るならば、中支の紡績業（江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南）では、男子労働者三四・〇％、女子労働者五八・四％、幼年労働者七・六％となる。この場合、中支では幼年労働者の多くが女子であることから見れば、女子労働者の割合は裕に六〇％以上に達してゐると見做してよい。これに對し北支の紡績業では何れも女子労働者の割合は少く、山東省の三四％を最高とし、その他は何れも一〇％臺程度に止つてゐる。北支四省（河北、山東、山西、河南—河南省の紡績業は省の北部にある）の合計に於けるそれ／＼の割合は、男子労働者七二・二％、女子労働者二二・八％、幼年労働者五・〇％と言ふ關係にある。而かも北支では、幼年労働者のうち男子がヨリ多くを占めてゐるやうである。かくして、北支の紡績業では男子労働者の壓倒的に多いことが知られる。これらの事實は、言はゞ中支の女工主義に對する北支の男工主義を物語るものであり、この關係は言ひ換へればまた、支那紡績労働者に於ける中支型、北支型として規定することが出来る。北支の紡績業の規模は、中支のそれに比しなほ可なり下位にあるけれども、その位地は漸次高まりつゝある。この兩地域の紡績労働者の性比率に於いて、かくの如くほど對照的な關係の見出されることは注意に値することであり、我々はこゝに、支那の女子紡績労働者に關する問題の主要な一面が呈示されてゐることを見るのである。

（註） 支那の紡績労働者の性比率に關しては、然し、支那の紡績業に於いても一般に女子労働者が多く用ひられてゐるやうに

支那女子紡績労働者創出過程の特質

第二卷 五一九 第二號 一四九

- 4) 王子建・王鎮中、七省華商紗廠調查報告、民國24年、92頁參照。
- 5) 例へば、天津工業界に於ける婦女労働の研究、上海商工會議所經濟月報、昭和3年7月、22頁參照。
- 6) これらの女子紡績労働者の地域的量的位地に關しては、なほ次の著書參照、

屢々見られてゐる。これは一つには、主として中支の紡績業を観察してゐる結果によるところが多いやうである。例へば王子建及び王鎮中兩氏の手になる民族紡績業に關する調査は優れたもので、そこには價值ある多く資料が與へられてゐるが、女子労働者の位地に關してはその量的優位が示されて居り、從つてこれを讀む者には、支那の紡績業に於いても一般に女子労働者が多く用ひられてゐるやうに理解される。この調査（調査對象は支那人工場のみ四八工場、労働者總數九一、九〇四人）によれば、調査された紡績労働者の性比率の總括的結果として「労働者の性比率に於いては、女工は男工より多く、その分布の割合は、紡績工場及び織布工場に於いて何れも大體同様である。また上海各工場の合計に於いては、男工數と女子數の割合は一對五であり、其他各地の合計に於いてはこれが一對二にして、更に七省の總計（上海と其他各地の合計—引用者）でみれば、この割合は一對三である」と述べられてゐる。また個々の調査工場について見ても、男子労働者より女子労働者の多い場合は、極めて例外的なことが示されてゐる。單にかゝる結果から見れば、既に我々の指摘した如き問題の提出される餘地も殆んど生じないであらう。然し王子建氏等のこの調査は、一部北支をも含んでゐるけれども、主として中支の紡績業に關するものであり、そのため右のやうな結果になつてゐることを注意せねばならぬ。

或ひはまた、マローンが、支那の紡績業を以つて、『女と子供の工業』（a women's and children's industry）と呼んでゐる點についても、少くとも女子労働者に關する限り——マローン自身も、天津の紡績業について、こゝでは女子は上海ほど多くは用ひられてゐないと簡單にふれてはゐるが——單純にさうは言へないであらう。

支那の紡績業に於ける男・女労働者の位地に關し、その一般性を確認することは勿論重要である。然し、そこに於ける右の如き地域的差異の存在も亦單純に見逃してはならないであらう。支那に於いて見られる地域的差異は、例へばクレツシイの言葉を借りると『山東の支那人と廣東の支那人の共通點は、佛蘭西人と伊太利人との間に於けるそれよりもつと少い』⁹⁾と言ふ如きである。女子紡績労働者に於いては、北支と中支との間に於ける相違こそ着目さるべき點である。

然し、北支の紡績業に於いても女子労働者は次第に増大し、その男子労働者に對する代位の傾向は明かに看取

Fong, H. D., Cotton Industry and Trade in China, Vol. I, 1932, pp. 145—151.

7) 王子建・王鎮中、前掲書、25頁；なほ 98—103頁及び附錄第 12, 14, 16, 17, 18の諸表參照。

される。それでは、かゝる變化はどのような過程を辿つて來たのか。或ひはまた、早くより女子労働者の用ひられた中支の紡績業に於けるその利用は、どのような關係に於いてゐたか。これらの創出・變遷の過程を、次にやゝ具體的に敘述しようと思ふ。我々は、そこに、支那の女子紡績労働者の創出過程に於ける具體的な諸事情と、從つてまた、吟味さるべき問題の所在を知りうるであらう。

三 創出過程に於ける中支型と北支型

一般に、支那の近代的工業労働者の主要な供給源は農村にあり、この點に於いて、支那の近代的工業労働者は、現に農村と密接な結びつきを有つてゐることを一つの特質としてゐるが、特に女子労働者の多くは農村から送られてゐる。支那の紡績業が、窮乏化する農村の女子労働力に——而かも多くは年少の女子労働力に——基礎を置いてゐることは、日本の紡績業の場合と同じやうに、その重要な特質をなすものである。然しながら、支那の場合には、これらの女子労働者の創出過程は、自らまた特殊な様相をおび、殊にその位地に於ける地域的差異を示す如く、中支と北支とは、この過程の上に、更に、著しく異つた關係が見出される。

支那の紡績業に於ける女子労働者は、既に述べた如く、中支に於いて重要な位地を占めて居り、歴史的に見ても、そこでは女子労働者の利用が早くから行はれて來たが、特に、支那に於いて近代的紡績業の最も早く發達した江蘇省、なかでも支那紡績業の中心地たる上海は、その代表的な地域をなしてゐる。然し、同じ中支でも場所により事情は必ずしも同様でなく、奥地紡績業の一中心地たる武漢に於いては、女子労働者がやゝ本格的に用ひ

- 8) Malone, C. L., New China, Part II, Labour Conditions and Labour Organizations, 1926, p. 5.
9) Cressy, G. B., Chinas Geographic Foundations, p. 12.

(三) 主要紡績業地に於ける男・女労働者の變化

地域	調査年度	調査工場数	労働者数				女工比率(%)
			男工	女工	幼年工	合計	
天津	1920 (2)	3	5,293	727		6,020	12.1
	1927 (3)	6	13,400	3,500		16,900	20.7
	1933—34(8)	5	9,038	1,415	82	10,535	13.4
	1940 (11)	9	9,546	8,247		17,793	46.4
青島	1930 (4)	?	14,184	965		15,149	6.4
	1933 (6)	7	11,637	5,514	1,096	18,247	30.2
	1940 (11)	9	7,328	6,247		13,575	46.2
上海	1898 (1)	9	3,900	9,200		13,100	70.2
	1916 (2)	10	3,517	9,503		13,020	73.0
	1921 (2)	17	5,992	20,761		26,753	77.6
	1932—33(5)	21	7,792	38,423		46,215	83.2
	1933 (7)	29	11,131	43,693	1,118	*60,406	72.3
	1934 (9)	58	49,162	75,991	*10,820	135,973	55.9
	1940 (11)	30	8,900	21,639		30,539	70.9
無錫	1916 (2)	2	800	800		1,600	50.0
	1921 (2)	3	1,480	4,050		5,530	73.2
	1933—34(8)	7	2,278	11,776	572	14,626	80.5
南通	1916 (2)	1	1,600	3,600		5,200	62.9
	1922 (2)	1	1,600	3,600		5,200	62.9
	1933—34(8)	2	2,248	6,390	1,525	10,163	62.9
	1940 (12)	2	1,629	3,400		5,029	67.6
武昌	1916 (2)	1	1,800	0		1,800	0
	1920 (2)	1	1,900	0		1,900	0
	1933—34(8)	4	7,983	8,856	728	17,567	50.4
	1934 (10)	3	3,191	6,048	101	9,340	64.7

支那女子紡績労働者創出過程の特質

第二卷 五三二 第二號 一五二

(備考) 資料——(1)大日本棉糸紡績同業聯合會報告, 明治31年4月, p. 28, (2) 北京農商部, 農商統計表, (3)天津 Y. W. C. A 調, 上海日本商工會議所經濟月報, 昭和3年7月, p. 22, (4) 工商部, 全國工人生活及工業生産調査統計報告書(一) (工業工人人数, 工資及工時統計表), 民國19年, p. 49, (5)王子建・王鎮中, 七省華商紗廠調査報告, 民國24年, 附錄第14及び第16表, (6)實業部中央工廠檢查處, 中國工廠檢查年報 (民國23年), 第4章, pp. 35—36, (7) Lieu, D. K., The Growth and Industrialization of Shanghai, 1936, p. 291, ×印合計のうちには, 性別不詳のもの, 4,464人を含む, (8)前掲, 中國工業調査報告, 下冊, (9)上海市政府社會局, The Directory of Shanghai Factories, 1934, 但し Lieu, 前掲書に再録のもの, 同書 p. 354, *印幼年工中には徒弟4,927人を含む, (10)李建昌, 武漢棉紡織業之勞工, 實業統計, 民國24年6月, pp. 230—231, (11)在華日本紡績同業會調査, (12)江北興業公司調査。

幼年工の欄に於ける空欄は幼年工について分類なきもの。

られるやうになつたのは、紡績工場の創設當時より可なり後になつてからのやうである。他方、北支では、從來女子労働者の利用は極めて少く、その比重が幾分高まつて來たのは漸く近年のことである。これら各地方の紡績業に於ける女子労働者の位地については、各創業當時の古い事實はいまこれを充分明かにしえないけれども、大體以下に述べるやうな事情にあり、そのうち具體的な數字が與へられてゐる以後の變化を主要紡績業地について示せば——資料の關係上統一的な年次的比較を示すことが困難であり、また資料についてもなほ吟味を要する點もあるが——ほゞ前頁所載の表に見る通りである。

一 中支 支那の近代紡績業發祥の地であり、早くから多くの女子労働者が用ひられて來た上海の紡績業に於いても、然し、最も初期の時代には、紡績労働者の大部分は男子であつたやうである。例へば一八九〇年（光緒十六年）に成立した、支那最初の近代紡績工場たる上海織布局の創設當時に於ける労働者については、『男工約二千人の外なほ女工も存在してゐた』と記されて居り、當時に於いては、女子労働者の利用は未だ僅かの範圍に止つてゐたことが知られる。然しその後間もなく女子労働者の方が急速に多く用ひられるやうになり、織布局成立後十年と経たない一八九八年頃には、當時上海に於ける紡績工場九箇所の労働者總數一三、一〇〇人うち、男子三、九〇〇人（二九・八％）に對し女子は九、二〇〇人（七〇・二％）に達し、²⁾ 即ち女子は全體の約七割を占めるに至つてゐる。その後も上海の紡績業では、女子労働者の割合は引續き大體七割以上に達して居り、このことは前掲の表に示されてゐる通りである。

無錫、南通等に於ける紡績業の初期の労働事情は、いまこれを詳にしえないが（これらの紡績業地に於いても比較

1) 徐蔚南、上海織布局始末（上海通社、上海研究資料續集、民國28年、所收）、307頁。なほこの男工2,000人については、別に800人説もあると言ふ。宇佐見誠次郎、支那に於ける紡績業と外國資本（紡聯編、東亞共榮圈と纖維産業、昭和16年、所收）、102頁參照。

的早くより女子労働者が用ひられてゐたとは想像される、²⁾ 少くとも民國以後に於ける、これらの地方の女子労働者の位地は（前掲表参照）、上海の場合とほぼ同様な経過を辿つてゐる。

このやうに上海或ひは其他の江蘇省の紡績業に於いて、早くから多くの女子労働者が用ひられて來たことは、先進國の産業革命期に於ける紡績業に見る現象と符合するものである。この限り、そこには單に一般的な過程の支那に於ける現はれを見るに過ぎないとも一應言へるであらう。然しながら、支那のこれらの地方に於ける女子労働者の雇傭が、早くより先進國とほぼ同じやうな道を辿つてゐることは、それが支那に於ける事實であると言ふ點に於いて、むしろ注意さるべきであらう。問題は、これらの女子労働者の創出過程に種々の制約條件の見られるにも拘らず、なほ且つ早くより多くの女子労働者が工場労働に引き入れられてゐたと言ふ點にある。

これらの制約條件に關して先づあげられるのは、支那に廣く行はれ、永く慣習とされて來た女子の纏足³⁾による障害である。支那の女子労働と纏足の關係は、重要且つ興味ある問題であるが、紡績業の創始期にあつては、上海地方に於いても一般に女子は纏足して居り、紡績工場に來る女も多くさうであつた。而かもこれらの女子労働者は『足端小にして活潑に立働らき能はざる』状態にあり、従つて彼女達は、經營者が作業の敏捷を要求するに對し『單に徐行するに當りても困難を覺ゆる位なり』として抗議するやうな實狀であつた。⁴⁾ かゝる事情は當然作業上にも影響し、當時支那紡績業に於ける所謂能率の低いことの重要な一原因は、この纏足による障害に求められてゐるのである。⁴⁾ それ故、彼女達は、經營者にとつても、恐らく決して有利な労働者ではなかつたと言へるであらう。もつとも、纏足にも色々の仕方があり、上海附近の纏足はさう甚だしいものでなかつたため、作業上に

2) 大日本棉糸紡績同業聯合會報告、明治31年4月、28頁。

3) 橋本奇策、清國の棉業、明治38年、41頁、60頁；²⁾ 又は、長野朗、世界の棉業、大正14年、157頁、160頁参照。

4) 橋本奇策、前掲書、41頁。

はそれほど障害はなかつたとも言はれ、或ひはまたどうかにか働けたとも言はれてゐる。⁵⁾ 然し作業上少なからぬ障害のあつたことは事實のやうであり、立ち續けたまゝ働くことを要求される紡績工場に於いて、彼女達はそれが困難なため、作業を續けるには屢々倚子類を用ひなければならなかつたほどである。當時この倚子類の撤回は、女子労働者の反對を招く重大な問題であつたとさへ言はれてゐる。⁶⁾ このやうな種々の障害のため、女子労働者の『募集の際の必要條件の一として其足大を選ぶべきこと』と云ふ如き状態でもあつたのであるが、然しかゝる要求が必ずしも容易にみたされなかつたことは、以上の記述から知られる通りである。

(註) 支那の女の纏足は、後にも述べる如く、この國の女子労働を制約して來たことに對し密接な關係を有つてゐる。こゝにその發生、普及の範圍について簡明に述べておくことは無用でない。⁷⁾ 纏足發生の時期については種々の説が行はれてゐるが、何れにしても當初これを行つたのは官廳は其の一部の者に限られてゐたやうであり、それが廣く普及するに至つたのは、一般に、大體、宋以後とされてゐる。⁸⁾ この慣習は、以來、一般の婦女子も相繼つて做ふところとなり、普及の範圍は殆んど全國に及んだとも言はれてゐる。⁹⁾ 然し實際には纏足の行はれない地方もあり、南支の廣東、廣西、福建、貴州、雲南等にあつては、全然纏足しない女も少くない。¹⁰⁾ これらの地方に於ける客家 (Hakkas)、蠻族 (Barbarians) 等の女の如きその代表的な例である。¹¹⁾ また其他の地方にあつても、例へば中支の蘇州の如きでは、城内では纏足が行はれたが、城外の附近鄉村にあつては然らずと言はれて居り、なほ地方によつては、このやうに纏足の行はれないところも必ずしも少くないやうである。更に滿洲人は元來纏足を行はなかつたが、やがて彼等もこれを倣ひ、たゞ旗人だけは嚴禁されたため例外をなして來たと言ふ。¹²⁾

この纏足の慣習が必ずしも全國到處に行はれたものでないことは右の如くであるが、然しそれが如何に根強く且つ普及してゐたかは、清朝初期 (康熙元年、陳原東の書に三年とあるは誤りの如し)、纏足の禁令が出されたにも拘らず殆んどその効果なく、間もなく (康熙七年) その禁令を解くに至らざるを得なかつたことなどからも窺はれよう。然し清末に至り、

- 5) 日置藤夫、清國紡績事業の近狀、大日本棉糸紡績同業聯合會報告、明治34年12月、16頁。
- 6) 橋本奇策、前掲書、62頁；長野朗、前掲書、160頁。
- 7) 東亞同文會、支那經濟全書、第一輯、明治40年、165頁。

纏足廢止運動或ひは禁令によつて、漸くその改廢を見るに及び、以來漸次その影をひそめて來た。たと今日に於いても、地方によつては、若い世代の女の間に於いてさへなほかゝる慣習が全然跡は絶つに至つたとは云へず、未だそれが殘存してゐる事實も見られるやうである。我々の問題は、この纏足が女子労働と如何なる關係にあり、またその經濟的基礎が何處に存在するかと言ふことである。この點についてはなほ後に言及するであらう。

女子労働者がこのやうな状態にあり、而かも他方男子労働者は過剩にしてその雇傭は容易であつたにも拘らず、早くより何故多くの女子労働者が用ひられたのであらうか。女子労働者利用の最も重要な根據である女子の低賃銀と言ふ事實は、後にも述べるやうに、支那では女子労働者利用上それほど重要な意義を有つてゐないと言へる。男子労働者の賃銀も極めて低く、それは女子労働者の賃銀に著しく接近してゐるからである。多少男子の賃銀が高くても、女子労働者の所謂能率の低さを考慮するならばこの場合、或ひは男子労働者を使用する方が有利ではなかつたかとも考へられる。また支那紡績業の初期の頃には労働爭議の如き問題も未だ生ぜず、従つてこのやうな問題の考慮から、特に女子労働者を選んだ如きことも殆んどなかつたであらうとは、上海に於ける當時の一紡績業經營者の語るところである。勿論、開きは僅かにせよ男・女労働者の間に於ける賃銀の差異、或ひは勞資對立の問題などに、どの程度にか考慮が拂はれてゐたことは、全然否定されないであらう。

(註) 例へば紡績作業の主要部分たる糸繫ぎでは、女子の指先の柔軟・器用・敏捷等の性質がこれに適應してゐると言はれることは、先きにもふれたところである。女子のこれらの特性は勿論重要なものであらうが、然し紡績作業に於いても、労働者の労働能力は單に指先の活動の如何のみに依存してゐるのではない。特に濃度の高い紡績工場に於いて、而かもそこに於ける長労働時間(この點は、支那の場合特に問題である)の下にあつては、一般に男・女労働者の體力の相違から來る疲勞度の差は、延いて女子の『労働能率』を低下せしめるはずであり、このことは、現に男・女労働者が同一作業部門に混

- 8) 9) 那珂通世、支那婦人纏足の起源、史學雜誌、明治31年6月、32頁以下；
陳東原著(民國17年)、村田孜郎譯、支那女性生活史、114頁；商務印書館、
辭源；中華書局、辭海、等參照。
10) 11) 那珂通世、前掲稿、53頁；Smith, A. H., Village Life in China,

在して働いてゐる支那の紡績工場に於いて見られるところである（なほ後述参照）。而かもこゝに敘述した當時に於いては、女子労働者の場合、右の如く纏足による障害が加つてゐたのである。

資本の立場から見れば、このやうに女子労働者利用の積極的根據はむしろ乏しかつたとさへ考へられるにも拘らず、なほ多くの女子労働者が用ひられたことに對し、ある紡績業經營者は、一つの説明として、それは、元來紡績の仕事は女子の仕事であると言ふやうな觀念の下に（當時日本の紡績業では労働者の大部分は女子であつた）、自然一般に女子を採用したといふ如き事情によるところが少くないであらうとも言つてゐる。かゝる事實も、たしかに、或ひは一つの理由をなしてゐたであらう。然しながら更に重要なことは、そこには既に女子労働者創出の社會的・經濟的根據が興へられて居り、従つてまた、彼女達はヨリ早くより家庭から『解放』されたと考へられる點にあるだらう。北支と對照するとき、上海或ひはその近くの地方では、纏足が工場労働を殆んど不可能にするほど決定的な障害をなしてゐなかつたことも一つの重要な點ではあるが、更に右の如きヨリ早く行はれた、女子の家庭からの『解放』と言ふことは、恐らく、對比さるべき重要な事實として指摘されよう。かくして彼女達は、纏足が決定的な障害をなさなかつたまでも、然しそれによる不自由な身を以つて、工場へと出掛けて行つたのである。

然しその後中支では、纏足の慣習は比較的早く衰頹すると共に（但し全然跡を絶つたわけではなく、比較的近年に至るも、多くの紡績工場に於いて、年とつた女の間には纏足の姿が見られ、またそこでは、依然倚子類なども使用されて來た¹⁵⁾）、資本主義的諸影響は更に滲透し、殊に工場は屢々大爭議に見舞はれるに至つて、女工主義の根據は一段と確立されることゝなつた。何れにしても、右の如く、中支、特に上海の紡績業に於いて、既にその創始期から多くの女子労働

p. 260; Cressy, *ibid.*, p. 345, p. 371.

12) 那珂通世, 前掲稿, 53頁參照。

13) 陳東原, 前掲邦譯, 163—164頁。

14) 那珂通世, 前掲稿, 52—53頁; 陳東原, 前掲邦譯, 163—164頁。

者が用ひられて来たことは、北支の紡績業に於ける場合と對照して興味ある問題である。

同じ中支にあつても、然し、例へば奥地にある武漢に於いては、先きにも指摘した如く、やゝ事情を異にしてゐる。武漢紡績業の主要部分が存在する武昌について見れば、こゝでも當初女子労働者の使用が試みられたけれども、この地方の纏足の特に甚しかつたために、やがてその使用を中止せねばならなかつたやうである。即ち一九〇〇年頃の事實に依れば、こゝの紡績工場では、女工は纏足の故に『終日立つて業を執ることは頗る困難である。中途にして或は倒れるといふことがあつて、どうも女工は使ひ悪いといふので、男工の年若いものを使用して居る』と記されて居り、使用労働者は男子のみと言ふ状態であつた。¹⁵⁾このことから、等しく纏足と言ふも、その仕方の相違によつて障害の程度にも色々差異のあつたことが知られる。別の資料によれば、その後間もない事實として、武昌の紡績工場に於いても、男女混在して操業してゐたことが述べられてゐるが、¹⁶⁾前掲の表に於いては、一九二〇年當時に至るも女子労働者は全然示されてゐない。然し何れにしても、纏足による障害の如き漸次除去されたのであらう。一九三〇年代以後に於いては、武昌の紡績労働者の半ば以上は女子を以つて充てられてゐる。(前掲表参照)。

二、北支 北支の紡績業に於ける女子労働者の使用は、歴史的にも、その創始期以來、中支、特に上海地方とはほど對照的な過程をとつて来た。北支の紡績業は、山東省と河北省にその大半があり、また主要紡績業地は、それ／＼青島、天津を以つて代表せられるが、この兩地に於ける女子労働者の利用は、近年やゝその増加を見るに至るまで極めて僅かであつた。此の外、山西省、河南省にあつては、近年に於いても紡績労働者の大部分

15) Pearse, A. S., The Cotton Industry of Japan and China, 1929, p. 172.

16) 日置藤夫, 前掲稿, 16頁。

17) 橋本奇策, 前掲書, 64頁。

は未だ男子であり、女子は極めて少い。前掲の表にも見る如く、この兩省に於ける女子労働者の割合は——幼年労働者を一應別にすれば——一九三三年に於いて、山西省では僅か一二・六％、河南省では一一・〇％にしか照ぎない。

一般に北支の近代工業に於ける女子労働者の少いことについては、一應屢々指摘されてゐるところである。例へば方顯廷教授は、紡績労働者に關説して、『北支諸省では女子労働者の雇傭は社會的偏見の故にむしろ稀である¹⁸⁾』と述べて居り、また別の論者によれば、民國初期の事實として、『北支那に在りては人智未だ開けざるを以て婦女子の労働者を得難く、現在北支那滿洲地方の工場中主として女子を使用せるは僅かに營口に於ける燐寸工場あるのみ¹⁹⁾』とせられてゐる状態であつた。かゝる事實の根據については後に問題とするところであるが、北支の紡績業はこのやうな状態の下に創設されたのであり、従つてそこに於いても、女子労働者の雇傭は甚しく制約されてゐた。

北支に於ける紡績業の發達は中支より可なり遅く、青島では一九一七年（日本人紡績——内外綿青島工場）、天津ではこれより一年後れて一九一八年（支那人紡績——裕元紡織）をその端初（操業開始）としてゐる。これらの紡績業地に今日なほ女子労働者の少いことも、一つにはかくの如くその創始期の後れてゐることが一部の理由をなしてゐるかも知れない。然し操業開始後十餘年を経た一九三〇年代に至つても、女子労働者の割合は（前掲表参照）、青島では僅か六・四％（一九三〇年）、天津でも一三・四％（一九三三—三四年、但し一九二七年には二〇・七％となつてゐる）に止つてゐる。その後この割合は急速に増大したけれども、一九四〇年に於いて、女子労働者はなほ全體の半

18) Fong, H. D. *ibid.*, p. 147.

19) 東亞同文會調查編纂部、支那之工業、大正6年、15頁。

ばに達してゐない。

北支の紡績業に於いてこのやうに女子労働者の少いことは、後にやゝ詳しく述べるやうに、種々の社會的・經濟的根據によるものであるが、この場合にもその主要な一つの理由として屢々指摘されてゐるのは、これまた女子の纏足による障害である。²⁰⁾ 纏足については、その仕方により必ずしも作業上にそれほど決定的な支障をなすと限らないことは、先きに上海の場合に見た通りである。然し北支では一般に纏足の普及の程度も廣く、またその仕方もヨリ甚しかつたやうである。それ故特に北支に於いては、纏足は從來から一般に女子労働に對する一つの重大な制約條件をなして居り、それは同時にまた、彼女達の工場労働者としての進出に對しても少なからず障害を與へて來たのである。

この點に關しては、然し北支でも場所的に若干の相違はあるが、いま山東省を中心として見れば、こゝでは從來から纏足が女子労働を妨げて來たことは決して少くなく、その障害はいまなほ残存してゐる。従つてこの場合には、一般に纏足を以つて、それは『作業に不便なりと稱するものあれども元來婦女子の労働は體力を費すこと²¹⁾多からざる仕事に屬するを以て纏足の及ぼす影響は而かく多大ならずと認めらる』と言ふ如きは必ずしも當らない。然し山東省に於いても、先きにも指摘した如く、元來滿洲旗人の子孫には纏足の慣習なく、殆んど男子労働者を以つて出發した青島の紡績工場も、その後まづこれらの住民の間に女子労働者を求めるやうになつた。その募集は、大正十二年末から十四年春にかけて、公大紗廠（鐘淵紡績青島工場）が益都縣（青州）でこれを行つたことに始まり、つゞいて他の各工場もこれにならひ、募集地は更に平度縣、萊陽縣等に及ぶに至つたと言ふ。²²⁾ 更にや

20) 例へば、酒井又治、支那紡績視察報告、ダイヤモンド、昭和16年6月21日、20頁；滿鐵天津事務所調査課、山東紡績業の概況、昭和11年、35頁、等。

21) 東亞同文會、支那之工業、18頁。

22) 吉田美之、青島紡績労働事情、滿鐵調査月報、昭和15年6月、75頁。

がて纏足の慣習も次第に減退すると共に——而かも創出の諸條件が加はることによつて——他の各地方からも漸次女子労働者の進出を見るに至つた。然し山東省でも西部では比較的早くこの纏足の慣習が改善されたのに對し、東部では、場所により事情は必ずしも等しくはないが、未だその存在を見、例へば青島に近い即墨、膠州地方では、今日なほ若い世代の間にもそれが跡を絶つに至つてゐないと言はれる。そしてこのやうな事情が、今日なほ、青島紡績業に於ける女子労働者の進出を妨げる一因をなしてゐるのである。

北支のその他の紡績業地に於けるこれらの事情に關しては、いまこれを一々具體的に明かにしえないが、先きに指摘した如き北支に於ける纏足の事情から見れば、その障害は、少くとも從來多かれ少なかれ一般的存在し、或ひはまた現に残存してゐると見てよいのではないかと思ふ。然しまた例へば濟南の如きは、青島、天津等とやゝ事情を異にし、即ち濟南の紡績工場では、右の兩地に於いて女子労働者の未だ少なかつた頃に於いて、既に可なり多くの女子労働者を使用してゐる。例へば一九三三年の事實を見れば、濟南の紡績三工場の労働者合計三、〇五六人のうち、女子労働者は一、七一七人（男子一、〇四四人、幼年者二九五八人）にして、²³⁾その割合は五六・一％に達し、即ち既に過半が女子労働者によつて占められてゐる。このことは、同じ北支に於いても、女子労働者の創出或ひは制約の諸條件が、そしてまたその一つとしての纏足の障害などが、場所的に必ずしも等しくない事例としてあげうるだらうと思ふ。

然し、北支の紡績業に於いて一般に女子労働者の少いことは、以上に見る通りである。そして人々の言ふ如く、それは纏足の障害によるところが少くないことは事實であるが、然し問題は、單にこの纏足のみにあるのではな

23) 滿鐵經濟調查會（天野元之助稿），山東農業經濟論，昭和11年，190頁參照。
24) 舊國民政府軍事委員會資源委員會，前掲書，下冊，233頁。

い。一應單に紡績業經營者の立場から言つても、既に指摘した如き男・女労働者の賃銀の差の少いこと(請負工の賃率の如きは兩者とも大體同一である)、而かも女子の労働能力の劣ること(これは單に纏足の障害のみによるのではない)、或ひは當初に於いては勞資對立の問題など未だ日程に上らなかつたこと、等々の事實は、從來、經營者をして、女子労働者の募集・獲得に必ずしもそれほど積極的ならしめなかつた。このことは、現にある當事者の語つてゐるところである。然しこれらの事實のうち、やがて經營者にとつて問題になつて來た重要な點の一つは、勞資對立の表面化であり、このことに關する限り、ヨリ積極的に女子労働者を選ばざるを得なくなつた。例へば青島では、一九二五年、二九年、三六年と三回に亘る大罷業に見舞はれたが、この事實は、女子労働者への轉換の一つの重要な動機を與へたと言へるであらう。青島の紡績業に於いて、一九三〇年代に至り急速に女子労働者の割合が増大して來たのは、一つにはこのやうな事情によるところが少なくないやうである。男・女労働者の優劣に關し——筆者が直接質したところによれば——經營者の間に、労働爭議さへなければ男子労働者を用ひた方がむしろ有利である、と言ふ見解の見られることは注意に値しよう。

北支に於いても、近代工業に對する女子労働者の創出條件は次第に形成され、また經營者も從來既に女子労働者への轉換の必要を現實に感じ、そしてかゝる試みをも一應はなして來たにも拘らず、而かも、北支の紡績業では、一般にいまなほ男子労働者の方がヨリ多いと言ふ状態を示してゐるのである。男子労働者に對する女子労働者代位の傾向は、北支の紡績業に於いても、恐らく今後更に進行するであらう。然しそれにしても、現實には未だ右の如き状態にあることは、そこに、女子労働者の創出に對する制約條件のなほ少なからず存在することを物

語るものに外ならないであらう。

我々は、如上の支那女子紡績労働者の創出過程のうちに、中支に於ける女工主義と北支に於ける男工主義、即ち支那紡績労働者の中支型と北支型とを更に明白に見出すことが出来る。これらの對照的な關係の依つて來たる根據についても一應言及したが、問題は以上述べたところに盡きてゐるのではない。然し一般的に言へば、このやうな差異は、兩地方に於ける社會的・經濟的根據の存在程度の差異によるものであり、或ひは言ひ換へれば、問題は、中支ではかゝる根據がヨリ早くより生成し存在してゐるのに對し、北支ではそれが未だ缺如し或ひは後れてゐると言ふ點にあると言ひうるであらう。従つてまた、中支では女子労働者の創出條件がヨリ強く作用し、北支では逆にその制約條件がヨリ強く作用してゐると見ることが出来るだらうと思ふ。

然しながら、更に、これらの制約條件及び創出條件は、單に中支と北支との對比と言ふ點に於いてのみ問題となるのではない。それらはまた、支那の女子紡績労働者の一般的特質をなすものである。中支と北支とに於ける相違も、かゝる一般的な特質の異なる具體的な現はれと見るべきであらう。

そして、これらの制約條件及び創出條件の有つ特質こそ、支那の女子紡績労働者の創出過程を規定してゐるのであり、また一般的に言へば、これらの諸條件は、舊支那に於ける專制的な傳統的或ひは慣習的な社會的諸關係及び前資本主義的諸關係の殘存、並びにこの國の植民地的諸關係のうちに求められ、従つてかゝる特質を以つて規定されるものである。以下更に問題とするところは、かゝる諸條件に關する事實を、やゝ具體的に明かにする

ことにあるが、この場合、制約条件及び創出条件として捉へられる諸事實は、單に女子紡績労働者のみならず、恐らく、更に支那の近代的女子労働者一般の創出過程に於いて見られるところである。然し支那に於いても、女子紡績労働者は近代的女子労働者の代表的な存在である限りに於いて、かゝる諸条件は、こゝに恐らく最も一般的に作用してゐると見ることが出来ると共に、他方また、問題が單に紡績労働者のみに關するものでないことは、むしろ、それにヨリ一般的な意味を與へるものと言へるだらう。以下（續稿に於いて）、先づ制約条件を吟味し、次いで創出条件を明かにしようと思ふ。

制約条件については、これを、以下に示す如き種々の事實に於いて求めることが出来るが、この點に關して先づ明かにされねばならないのは、前資本主義的支那に於ける女子労働の特質についてである。それは、支那の近代的女子労働者の創出過程に對し、一般に制約条件として重要な關係を有つものであると共に、特に、具體的には、北子に於ける女子紡績労働者の創出を制約してゐる最も基本的な條件をなすものと考へられるからである。それでは、かゝる舊來の支那の女子労働は、どのやうな關係を以つて特質づけられてゐるか。それは、種々の問題の吟味に俟たなければならないであらうが、直接的には、そこに重要な意義を有つてゐるのは支那の家族制度であり、従つて、先づかゝる點に問題を求めることが出来るであらう。

——これらの諸条件については、何れも續稿に於いて課題とするところである。